

清瀬市立清瀬第四中学校保護者会会則

昭和 59. 1 起案

(名称)

第 1 条 この会は、清瀬第四中学校保護者会という。

(活動場所)

〒204-0004 東京都清瀬市野塩 3-2-3 Tel. 042 (493) 6314

(目的)

第 2 条 この会は、学校教育についての保護者の理解を深め、学校と家庭の連帯を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学校と家庭の情報交換を密にし、学校教育に対する理解を深める事業
2. 学校に教育環境の整備を図り、学校行事その他の教育活動に協力する事業
3. その他、この会の目的を達成するために必要な事業

(会員・会費)

第 4 条 この会は、学校生徒の保護者を以て会員とし、その会費は年額 500 円とする。

(役員)

第 5 条 この会に、次の役員をおく。任期は 1 年間とする。(但し再任を妨げない。)

- | | |
|------------|-----|
| 1. 保護者会会長 | 1 名 |
| 2. 保護者会副会長 | 3 名 |
| 3. 書記 | 2 名 |
| 4. 会計 | 2 名 |
| 5. 学級部部长 | 1 名 |

(会計監査)

第 6 条 この会の会計を監査するために、監査を 2 名おく。

(役員等の選出)

第 7 条 この会の運営に当たる役員は、次の手順により選出する。

1. 次年度役員候補（会長 1 名、副会長 3 名、書記 2 名、会計 2 名）を、1 学年・2 学年は年度内に 8 名選出し、役職を決定することを原則とする。
尚、新 1 年生保護者からの役員選出は入学式終了後、希望者がいれば 2 名まで選出することを原則とする。
2. 各学級に所属する会員の互選により、学級委員 2 名を選出する。
3. 学級部委員の互選により、部長 1 名、副部長 1～2 名を選出する。
4. 会計監査は、役員を除いて、学級委員の中から 2 名を選出する。

(役員の仕事)

第8条 この会の役員の仕事は次の通りとする。

1. 会 長・・・会を代表し、各機関との連携にあたる。
(青少年問題協議会第四地区委員・清瀬市健全育成委員会委員を兼任する。)
2. 副会長・・・①会長を助け、会長不在の時は職務を代行する。
(青少年問題協議会第四地区委員・清瀬市健全育成委員会委員を兼任する。)
②役員会、全体会の司会を務める。
③標準服リサイクル
3. 書 記・・・①諸会議の記録をとる。(役員会・全体会)
②保護者会だよりの発行
③各種会合の通知発送
4. 会 計・・・会の会計事務を扱う。
5. 学級部・・・集金活動及び学校行事の補助等
6. 会計監査・・・年度末に会計諸帳簿の監査をする。

(運営・会議)

第9条 この会の運営のために、次の会議をおく。

1. 役員会・・・① 役員を以て構成し、会議の運営について協議、
全体会にその決定を提案する。
② 全体会の決定に基づき事業の決定にあたる。
2. 学級部会・・・各学年の学級委員を以て構成し、各学年・各学級委員の活動について、
連絡・協議する。
3. 全体会・・・①役員・学級委員を以て構成する。
②会の運営について、協議・決定に基づき事業の決定にあたる。

(慶弔)

第10条 会員(保護者)、在校生、教員及びその配偶者、職員の死亡に対して弔意を表す。
尚、その他の場合は役員によって、協議する。

1. 弔慰金 5,000円(または弔電)
2. 通夜又は告別式参加者 会長・副会長・当該学級代表

(付則)

第 11 条 この会則の変更は、全体会の決議を経なければならない。
(但し、特に重要な事項については、全校保護者会会員に図るものとする。)

第 12 条 この会は、昭和 59 年 4 月 1 日 設立

この会則は、昭和 59 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、昭和 62 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 2 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 5 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 10 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 11 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 12 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 13 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 18 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 19 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 20 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 22 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 24 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 26 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 27 年 4 月 1 日より実施する。

この改正会則は、平成 29 年 3 月 1 日より実施する。(第 7 条-1)

この改正会則は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。(第 4 条-1)

この改正会則は、令和 3 年 4 月 1 日より実施する。

(第 4 条-1 年額を変更) (第 5 条 広報部部長削除)

(第 7 条 役員の選出方法を変更・広報部及び各委員会の選出を削除)

(第 8 条・第 9 条 広報部及び各委員会の選出を削除)